

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

インボイス制度の開始がこの10月に

引き続き担税能力が厳しい小規模事業者やフリーランスに消費税の申告・納税を迫るこの制度の中止を求めて運動を続けます。しかし具体的な制度への対応も始めなければならぬ時期にもなっています。

免税事業者は登録するかは慎重に検討を

インボイスの発行が求められる取引は消費税課税事業者に対して商品もしくは役務を提供した場合のみです。つまり売上先が事業者で消費税を申告している場合だけです。さらに売上先が消費税を申告している場合でも、簡易課税を選択している事業者はインボイスを保存する必要がありません。インボイスの保存が必要になるのは、消費税申告にあたって仕入税額控除をインボイスに基づいて計算しなければならぬ本則課税の事業者だけです。消費者や簡易課税で申告している事業者とだけ取引をしている場合にはインボイスを求められることはありません。

インボイス制度の激変緩和措置

免税事業者がインボイス登録した場合

インボイス登録ができる事業者は消費税の課税事業者のみとされています。現在免税事業者がインボイス登録をした場合には消費税の申告納税が義務になります。その場合には緩和措置が適用され当面（3年間）は、仕入税額控除を売上税額の8割にすることができます。例えば売上金額550万円（すべて標準税率）の事業者の場合、売上税額は50万円ですがそのうち8割の40万円を仕入税額控除にすることができ、納税額を10万円に抑えることができます。それでも相当の負担で3年間限定の措置ですので、効き目が薄い鎮痛剤でしかありません。

少額の返還インボイスは不要

事業者との取引がなく消費者とのみ取引する事業者であればインボイスの発行が不要です。しかし仕入先は返品や値引きが引き受けた際には「返還インボイス」の保存が必要となります。返還インボイスは1万円以下の少額の場合には、事業規模を問わずインボイスの保存は必要ありません。しかし1万円を超える場合は必要となるため、売上先が消費者やインボイス保存の必要がない事業者だけの場合でも、仕入先は返品等を受け入れる際にインボイス保存が必要となります。

少額取引の特例は有効性に疑問

小規模事業者は1万円以下の取引においてインボイス保存が6年間は不要とされました。小規模事業者とは2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1〜6月）の課税売上が5千万円以下の事業者です。この点で気を付けることは保存義務がないだけです。たとえ1万円以下の売上取引であっても、小規模事業者に該当しない相手先はインボイスの保存義務が

あります。小規模事業者の間での少額取引でしか有効性がない措置です。

インボイスの登録はあくまで任意

特に現在免税の場合は登録するか否かよく考えて結論を出してください。制度開始から3年間は経過措置としてインボイスでない請求書・領収書の場合でも仕入税額控除の80%は認められます。取引先と相談して登録せず互いの合意のうえ、2%分を値引きして取引を続けることになったというケースもあります。申告納税するか値引きするか、もしくは取引先が2%分の仕入税額控除を損するか、どれでも誰かが損になります。

自分だけでなく周りの事業者も

すでに消費税課税事業者で一般課税により申告している場合、特に下請けなど取引している周りの事業者がインボイスを登録するかどうかです。実は下請がいままで所得税さえも無申告だったというケースもあるようです。しかし取引継続の条件として登録を求めるなど行なえば独占禁止法・下請法の違反行為となる恐れがあります。簡易課税を選択することも検討する必要があります。

インボイス制度の学習交流会

6月5日（月）19時00分 吹田民商
6月6日（火）14時30分 吹田民商

会員のみではなく一般の方もご参加いただけます。知人・取引先等でお悩みの方がいればお誘いください。

コロナ感染症・2類から5類へ

政府は国民の命を守る責任果たせ

5月8日からコロナ感染症はじ感染症法上の位置づけでインフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。厚生労働省5類の対策は「国民の自主的取り組みを基本とする」として無料としてきた検査や外来、入院時の費用の患者負担とすることを決定しました。また、医療機関に対するコロナ患者に対応するための財政支援も縮小されます。国は入院で最高月2万円の軽減措置やコロナの治療薬は公費負担を続けると言いますが、9月末までで、その先どうなるかわかりません。こんな中で国の専門家は「第8波」を越える規模の「第9波」が起きる可能性を示唆しています。

後期高齢者医療の負担が昨年10月から1割から2割に引き上げられました。全国保険医団体連合会の患者調査では14.9%の方が「受診回数を減らし」、12%の方が「食費など生活費を削っている」と回答しました。そのうえコロナ感染症まで有料になれば受診を控え、重症化して命を落とす方が出かねません。

大軍拡ではなく、国民のいのちと暮らしを守る責任を岸田首相は果たすべきではないでしょうか。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共についで！